

(4) 家内労働法

この法律は、製造・加工業者、販売業者などから委託を受けて自宅等で物品の製造加工などに従事している家内労働者(いわゆる内職従事者等)の労働条件の向上を図るためのものです。

ア) 家内労働手帳(法第3条)

家内労働者は、委託者から家内労働手帳を交付してもらい、その手帳に仕事をするつどその仕事の内容、納入する物品の数量、工賃の単価、納品の時期、工賃支払期日を記入してもらうようにしましょう。また物品を納入したら納入した物品の数量を、工賃の支払を受けたらその支払工賃総額を記入してもらうようにしましょう。これらのことは、工賃の支払の遅れや不払い等のトラブルを避け、家内労働者の権利を守るために委託者に義務づけられているものです。

イ) 工賃の支払い(法第6条から16条)

工賃は、出来上がった製品を委託者に納めてから1ヶ月以内に支払われることになっています。また、工賃の支払は、全額現金で行われなければならないことになっています。ただし、家内労働者の同意があれば郵便為替の交付、銀行等の預金口座への振込み、郵便為替口座への払込み又は振替によることもできます。また、千葉県では、婦人既製洋服製造業については仕事別に最低工賃が定められていますので、委託者は最低工賃額以上の工賃を支払わなければならないとされています。

ウ) 安全及び衛生に関する措置(法第17条)

委託者は、家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合は、危険防止のため必要な措置を講じなければならないとされていますし、また家内労働者自身も自ら積極的に災害防止のため必要な措置を講じなければならないとされています。

※自宅等でワープロ作業を行っている人について、一定の要件に該当する場合、家内労働法が適用になります。

(5) 労働者派遣法

この法律は、職業安定法と相まって労働力の需要の適正な調整を図るために労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的としています。